

鹿児島大学大学院連合農学研究科入学試験検討委員会規則

平成 16 年 5 月 14 日
鹿大連規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 8 条第 2 項の規定に基づき鹿児島大学大学院連合農学研究科入学試験検討委員会（以下「入試検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 入試検討委員会は、鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）に提案する次に掲げる事項の原案を策定する。

- (1) 入学試験実施計画
- (2) 学生募集要項
- (3) その他代議委員会から付託された事項

(組織)

第 3 条 入試検討委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連合農学研究科副研究科長
- (2) 専任教員
- (3) 代議委員会から選出された委員

2 前項第 3 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 入試検討委員会に委員長を置き、鹿児島大学農学部から選出された代議委員会委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 5 条 入試検討委員会に副委員長を置き、鹿児島大学水産学部から選出された代議委員会委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務)

第 6 条 入試検討委員会の事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において行う。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、入試検討委員会の運営に関し必要な事項は、入試検討委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 5 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行後、最初に選出される第 3 条第 1 項第 2 号の委員の任期については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。